

## ◆養育費の保証促進補助金のご案内◆

保証会社との間で養育費に関する保証契約を締結した際に初回保証料を市が補助します。

対象者 (受給要件)	交付申請時において次の要件をすべて満たす人が対象です。 1. 伊勢崎市に住民登録があるひとり親家庭の人 2. 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している人 3. 養育費の取り決めに係る債務名義「強制執行を認諾する文書を含む公正証書」「調停調書」「審判書」「判決書」「和解調書」等を有している人 4. 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している人 5. 過去に同様の補助金の交付を受けていない人
補助対象	養育費受給者と保証会社で養育費保証契約を締結した際の初回保証料
補助額	保証料(ただし、上限額 5万円) 1人1回のみ

◆申請方法◆ 養育費保証契約を締結した日(令和4年4月1日以降の日に限る)の翌日から6か月以内に子育て支援課に申請してください。(対象者ご本人が窓口で申請してください。)

### ◆必要書類等◆

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本及び世帯全員の住民票  
※児童扶養手当の支給を受けている場合は、児童扶養手当証書の写し
  - (2) 初回保証料の領収書原本  
(宛名・領収年月日・領収金額・取引内容・領収者の住所・氏名・領収印のあるもの)
  - (3) 養育費の取り決めに交わした文書(公正証書、調停調書、和解調書等)の写し
  - (4) 保証会社と締結した養育費保証契約書(ただし、保証期間が1年以上のもの)
  - (5) 申請者名義の通帳の写し
  - (6) 印鑑(朱肉を使用するもの)
- ※その他、必要に応じて追加の書類が必要となる場合があります。

[お申込み・問い合わせ先] 伊勢崎市子育て支援課 手当給付係  
(市役所 東館2階28番窓口)  
TEL0270-27-2750(直通)

